

ID: 238

担当部署: 教育委員会事務局 科学教育センター

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名根拠条項	真岡市科学教育センターの設置、管理及び使用条例 第3条第1項及び第3項		
例規番号	平成5年条例第15号		
【基準】	<p>第3条、第4条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 科学教育センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、科学教育センターの学習指導年間計画に基づく市内小中学校の児童又は生徒の利用は、この限りでない。</p> <p>2 教育委員会は、科学教育センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 利用者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、科学教育センターの利用を拒否若しくは制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。 (2) 施設及び設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) 管理運営上支障があると認めるとき。 (5) その他教育委員会が適当でないとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 240

担当部署: 教育委員会事務局 科学教育センター

処分の概要	観覧料の還付承認		
例規名 根拠条項	真岡市科学教育センターの設置、管理及び使用条例 第6条ただし書		
例規番号	平成5年条例第15号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (観覧料の不還付)</p> <p>第6条 既に納付した観覧料は、還付しない。ただし、観覧者の責によらない事由により観覧することができないときは、還付することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 241

担当部署: 教育委員会事務局 科学教育センター

処分の概要	観覧料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市科学教育センターの設置、管理及び使用条例 第7条		
例規番号	平成5年条例第15号		
【基準】	<p>第7条及び真岡市科学教育センターの設置、管理及び使用条例施行規則第5条の規定による。 (観覧料の減免) 第7条 教育委員会は、別に定めるところにより観覧料を減額又は免除することができる。</p> <p>(観覧料の減免) 第5条 条例第7条の規定により教育委員会が観覧料を減額又は免除できる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内の小学校、中学校、保育所(保育園を含む。)及び幼稚園の児童、生徒又は園児が、教育又は保育上の目的のため、教職員に引率されて観覧するとき。 免除</p> <p>(2) 特別支援学校の児童又は生徒が、教育上の目的のため、教職員に引率されて観覧するとき。 免除</p> <p>(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者及びそれらの介護者が観覧するとき。 免除</p> <p>(4) 市の機関が主催する行事の参加者が、その行事の一環として観覧するとき。 免除</p> <p>2 前項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたときは、観覧料を減額又は免除することができる。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日